(平成 5年4月28日公正取引委員会告示第17号) 制 定 昭和57年6月10日公正取引委員会告示第13号 全部変更 平成 5年4月28日公正取引委員会告示第17号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)<u>第四条第三号</u>の規定に基づき、おとり広告に関する表示(昭和五十七年公正取引委員会告示第十三号)の全部を次のように変更し、平成五年五月十五日から施行する。

おとり広告に関する表示

一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引 (不動産に関する取引を除く。) に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示
- 二 取引の申出に係る商品又は役務の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、 その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示
- 三 取引の申出に係る商品又は役務の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示
- 四 取引の申出に係る商品又は役務について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその商品又は役務についての表示